

一般質問



村松 秀雄

町施設の民間への委託は

〈町長〉22年度はA2施設を予定

問 平成22年度施政方針の各項目を聞きたい。

施設の管理委託は。

町長 施設管理の民営化、委託化を検討し、小牛田地区公民館と下小牛田地区農村集落センターは、22年度から管理業務を地域へ委託する予定で23年度からは全面委託の考えである。他の地区館については、地元の組織作りを進めて行く。図書館や体育施設では、指定管理者制度の導入を視野に入れ、今後も検討する。

問 歳出抑制に「事業の選択と集中」を進め指導力を発揮するとのある。具体的な内容は。

町長 現有施設の維持補修を優先的に考える。今、取り組まなければならぬ事業と将来を見据えた

計画の2段階構成で行う。施設の統廃合には、指導力を発揮していく。

問 住民主体のまちづくりや地域づくりを推進するため、町民との話し合いの場を設けるとあるが。

町長 従来の住民懇談会の形式に限らない。地域の要望や各種団体など、より多くの町民の声を聞けるように内容や進め方を検討し実施する。

問 新たな子ども医療費助成制度と実施時期は。

町長 対象者は、出生から9歳に達する日の年度末までとなり、現行よりも3年の延長となる。現行の受給者証の有効期限満了後、10月1日より実施し、所得制限を設ける。

問 認可外保育入所児童の保護者への助成制度は。

町長 町内の認可外保育所に在籍する町内在住の3歳児未満の保護者に対し月額1万円を助成する。

問 米戸別所得補償モデル事業は、すべての販売農家を対象としている。

農業構造の固定化になるのでは。

町長 全国一律参加で交付する。コスト削減などの効率的経営を行えばメリットがある。活用することで規模拡大や集落営農等、意欲が高まり固定化するものではない。

問 新規需要米の受け皿として、流通体制は確立されているか。

町長 みどりの農協では、北日本くみあい飼料と2千500トンの飼料米の出荷枠を確保している。不作付地解消のため飼料

米を推進する。

問 需給調整の達成、未達成にかかわらず助成対象である。今まで需給調整に協力してきた生産者に理解を得られるのか。

町長 米モデル事業を行う生産者のメリット措置は、需給調整への参加誘導を図るとともに自給率向上事業を米の生産目標と切り離すことで、これまでの需給調整非参加者が段階的に需給調整への参加に取り組めるため、実効性向上になるものと理解する。

問 改正農地法では農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者への指導、勧告するとのあるが具体的な内容は。

農業委員会会長 改正農地法により定められているが、利用状況調査により遊休農地の確認を行う。調査の結果、遊休農地に該当する所有者がいれば指導する。従わない場合は、法の規定により勧告の手続きを行う。



22年度から委託となります